平成２２年（フ）第７７１号
埼玉県川越市大字的場1310番地18　的場駅前タウンＣ―202号室
債務者　水村　恵里
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２５２号
岡山県都窪郡早島町前潟512番地11　プリード早島Ｃ603
債務者　末田　克彦
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３５６号
岡山県倉敷市玉島上成606番地１―201号
債務者　芦内　清志
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３７７号
岡山県倉敷市大内916番地３ウインズ21Ａ―203
債務者　宮本美由紀
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
山口県宇部市今村北１丁目22番５号、旧住所山口県宇部市則貞１丁目３番17号
債務者　田中　優治
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第６０４号
埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘37番地４　ユアーズハイム106号
債務者　飯田　由紀（旧姓野中）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７４０号
埼玉県川越市大字今福830番地１　シエール222号室
債務者　新井　正美
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７４７号
埼玉県入間郡毛呂山町岩井西３丁目３番地５美義荘202号
債務者　加藤　和三（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７６５号
埼玉県富士見市針ケ谷２丁目17番地１　セザールみずほ台302
債務者　佐竹　裕明
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４５７２号
大阪市城東区今福西２丁目17番36号城北ハイツ１号管理事務所
債務者　渡邊　一郎
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７０８号
大阪府東大阪市新町５番25号
債務者　中村いずみ（旧姓舘山）
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１３４号
大阪府枚方市東山２丁目３番地　211
債務者　安藤美代子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７５７号
大阪市旭区大宮５丁目15番11―410号
債務者　山村　成実
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７６４号
大阪市西区九条３丁目19番４号
債務者　佐伯久美子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８２６号
大阪府茨木市橋の内２丁目７番17―508号
債務者　石井　淳子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９３２号
大阪府守口市八雲西町２丁目１番７－２Ｃ号
債務者　岸本　知己
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９６４号
大阪府大東市明美の里町２番６号
債務者　城戸　康生
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部